

悠悠定期・預金規定

(自動継続自由金利型定期預金)

1. (自動継続)

- (1) この預金は、預入日の1年後、2年後、3年後、4年後、または5年後の応当日を満期日とし、通帳記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）を、あらかじめ指定された期間ごとに分割し、次によりあらかじめ指定された預金口座に入金することとします。
 - ① 利息の支払いが1か月ごとの場合
預入日の1か月ごとの応当日を利息支払日とし、預入日または前回の利息支払日からその利息支払日の前日までの日数について、通帳記載の中間利払利率による中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として指定口座に入金します。
約定日数および通帳記載の利率（以下「約定利率」といいます。）により計算した利息から中間払利息（利息支払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日に指定口座へ入金します。
 - ② 利息の支払いが2か月ごとの場合
預入日の2か月ごとの応当日を利息支払日とし、預入日または前回の利息支払日からその利息支払日の前日までの日数について、通帳記載の中間利払利率による中間払利息を利息の一部として指定口座に入金します。
約定日数および通帳記載の約定利率により計算した利息から中間払利息（利息支払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日に指定口座へ入金します。
 - ③ 利息の支払いが3か月ごとの場合
預入日の3か月ごとの応当日を利息支払日とし、預入日または前回の利息支払日からその利息支払日の前日までの日数について、通帳記載の中間利払利率による中間払利息を利息の一部として指定口座に入金します。
約定日数および通帳記載の約定利率により計算した利息から中間払利息（利息支払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日に指定口座へ入金します。
 - ④ 利息の支払いが6か月ごとの場合
預入日の6か月ごとの応当日を利息支払日とし、預入日または前回の利息支払日からその利息支払日の前日までの日数について、通帳記載の中間利払利率による中間払利息を利息の一部として指定口座に入金します。
約定日数および通帳記載の約定利率により計算した利息から中間払利息（利息支払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日に指定口座へ入金します。
ただし、前①から④による利息が指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。
- (2) 継続を停止した場合のこの預金の利息（前項によりあらかじめ指定された期間ごとに分割された利払額（以下「中間払利息」といいます。）を除きます。）は満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
- (3) この預金を第3条第1項により満期日前に解約する場合または共通規定第9条の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日

(継続をしたときは最後の継続日) から解約日の前日までの日数および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。

当初約定期間	預入期間							
	6ヶ月未満	6ヶ月以上 1年未満	1年以上 1年半未満	1年半以上 2年未満	2年以上 2年半未満	2年半以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
1年	普通預金利率	50%						
2年	普通預金利率	50%	70%	70%				
3年	普通預金利率	40%	50%	60%	70%	90%		
4年	普通預金利率	20%	20%	20%	30%	30%	50%	
5年	普通預金利率	10%	20%	20%	20%	20%	50%	70%

預入日から解約日までの預入期間が6ヶ月以上のものについて、預入日から解約日までの預入期間に対応する預入日時点の大口定期の店頭表示利率に90%を乗じた利率を上回らないものとします。

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当行に提出してください。

以 上